

千葉県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和5年5月23日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【薬局】

名称	所在地	指定期間
さいが薬局	千葉市花見川区畑町1421-7	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで
きらり薬局 若松町店	千葉市若葉区若松町545-9	令和5年6月1日から 令和11年5月31日まで